

大阪市鶴見区における
新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】
募 集 要 項

大阪市では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するため事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

- 第1章 事業の目的・委託業務について
- 第2章 応募について
- 第3章 選定について
- 第4章 契約、その他について
- 必要書類一覧（別表1・別表2）
- 書類様式

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号 鶴見区役所1階
鶴見区役所市民協働課【担当：徳・石川】
電話 06-6915-9166 ファックス 06-6913-6235
メールアドレス：tr0002@city.osaka.lg.jp
URL：https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuankenn/tsurumi/0000490310.html

第1章 事業の目的・委託業務について

1 事業の目的

大阪市では、地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、各種地域団体や企業、NPO等の多様な主体で構成される地域活動協議会の自律的な地域運営を支援している。

鶴見区においては、平成25年5月までに区内全12地域で地域活動協議会（以下「地活協」という。）が形成されており、連合振興町会や地域社会福祉協議会などの地域団体を中心に、企業やNPO等、多様な主体が地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、地域の実情に合わせて「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、自律的な地域運営に取り組むこととしている。自律的な運営を実現するためには、地域が有する各種課題への対処方法の検討・実施、さらには人材・組織の育成が欠かせないところである。

この間、そうしたことに適切に対応するため、行政と地域、地域内の各種団体間などの相互の特性と相違点を理解したうえで、連携・協働のための橋渡しの役割を担うとともに、民間事業者の柔軟な立場や専門的知識を活かすことができる中間支援組織を活用しており、中長期的な計画のもと支援を行うとともに、様々な団体の活動情報を幅広く発信している。

地域運営にあたっては、地域防災、地域福祉、担い手育成などの共通する課題のほか、地域ごとに個別の課題もあり、また地域での取組も進んでいくと課題の深堀りや更なる発展的な取組、新たな社会情勢に応じたDXを活用した運営の負担軽減や現役世代の参加促進の取組なども必要となってくる。地域がそのような課題解決等に取り組んでいくためには、大阪市として各地域の実情に則した積極的な支援が必要となっている。

昨今、特に地活協の中核的役割を担う町会の加入率が減少傾向にある中、本市では多様な年代・立場の方が「徒歩圏内コミュニティ」である町会に加入し、つながりの中で安全・安心に暮らすと同時に、地域活動に参画する市民が増えることを目的として、令和6年3月に「大阪市町会加入促進戦略」を、令和6年7月に「鶴見区町会加入促進アクションプラン」を策定し、区や地域の現状を把握したうえで優先順位を決めて効果的な施策に町会と本市が協働して取り組んでいる。地域活動の持続可能性を高めるためには、町会をはじめとした地活協の構成団体の支援も必要となっている。

本事業は、これまでの取組に加えて、今日的な課題に対する解決に向けた取組のためには中間支援組織を活用して、地活協の自律的な地域運営に係る積極的支援等を行うことが必要であり、そのための支援の実施及びそれを通してコミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会づくりの実現を目的とする。

2 委託業務

(1) 業務内容等

別紙仕様書のとおり

(2) 業務委託料の上限金額（消費税及び地方消費税含む。）

金 50,798,880 円

各年度の上限額は下記のとおり

令和7年度：12,699,720 円

令和8年度：16,932,960 円

令和9年度：16,932,960 円

令和10年度：4,233,240 円

※ 令和8年度以降は予算の編成過程で変更となる場合があります。

(3) 契約期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

(4) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、大阪市（以下「発注者」といいます。）は、契約金額以外の費用を負担しません。

(5) 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の業務完了後、発注者の検査を受けてから経費額を確定した後に支払います。但し、部分払いを行う場合、各年度の業務完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対し請求することができます。なお、この請求は月1回を超えることができません。

(6) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。但し、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(7) その他

原則として提案いただいた事業内容を実施していただきますが、大阪市との協議により修正する場合があります。

3 事業者選定及び主な事業スケジュール

年	月日	内 容
令和7年	5月21日	公示・募集開始 質問・受付開始
	5月28日	質問受付締切 (午後5時30分まで)
	5月29日	質問回答公表(予定)
	5月30日	公募型プロポーザル参加申出書類提出期限 (午後5時30分まで)
	6月2日	参加決定通知書送付(予定)
	6月13日	企画提案書類提出期限 (午後5時30分まで)
	6月19日	選定会議(プレゼンテーション審査)(予定)
	6月23日	選定結果の通知、最終選定結果の公表(予定)
	7月1日	契約締結 令和7年度委託事業開始

第2章 応募について

1 応募資格

次の基準の全てに該当し、大阪市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※ 資格審査申請は、3の「応募に必要な書類」の別表1に掲げる書類の提出により行います。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 過去2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと
- (6) 法令等の規程により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていること
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべてを満たしているときに限り、可能とします。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者(代表者)を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めません。

ウ 構成員すべての事業者が上記(1)～(6)の基準すべてを満たしていること

- エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
- オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
- カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

2 質問事項

質問がある場合は、質問票（様式1）に明記し、令和7年5月28日（水）午後5時30分までにメールにて「件名」の始めに「【質問票】」と明記して表面記載のアドレスまで送信してください。口頭または電話による申し込みは受け付けません。

締め切り以降の質問は、受け付けません。

受付けた質問については、大阪市ホームページ（鶴見区）に掲載し、個別には回答しません。（回答掲載日 令和7年5月29日（木）予定）

（URL <http://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/category/3808-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）

3 応募に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

別表1の書類を提出してください。

（参加者の指名等）

公募型プロポーザル参加決定通知書（以下「参加決定通知書」といいます。）は、令和7年5月29日付け（予定）で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

（参加の無効等）

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。

(2) 企画提案書類

企画提案書類については、参加決定通知書受領後、別表2の書類を提出してください。

（提出部数）8部（正本1部、副本7部）及びそのデータを記録した電子記録媒体（CD-R）1セット

※提出できる案は、1案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

【提案にあたって踏まえるべき事項】

(1) 中間支援組織の常態的支援がなくても地活協が継続的に自律運営できるよう、より効果的な地域支援を実現するため、3年間の長期継続契約としています。

提案にあたっては、仕様書「6 業務内容」に基づき、PDCAサイクルにより管理を行いながら、単年度事業ではできない戦略的な支援策を提案してください。

(2) 委託業務を効果的・効率的に実施するための組織体制（指揮命令系統、人員配置等）について、できる限り具体的に提案してください。なお、共同体の場合は、双方の役割や責任分担等を明確にしてください。

(3) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、参加申出書類は参加資格の審査に、企画提案書類は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。

（但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。）

(4) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 企画提案書類の提出に際しては、正本及び副本のセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。

イ 正本は、表紙及び背表紙に「提案事業タイトル」と「提案事業者名」を記入してください。

ウ 副本は、表紙及び背表紙に「提案事業タイトル」を記入してください。

また、提案事業者名は黒塗りするなどし、提案事業者が推定できないようマスキング処理を行ってください。

エ 期限後の提出・差し替えは認めません。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

4 提出書類の受付期間

鶴見区役所 1階市民協働課（8番窓口）まで持参してください。

（メール、ファックス及び郵送不可）

受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできません。

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

令和7年5月21日（水）～令和7年5月30日（金）（土曜、日曜、祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで

（但し、午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 企画提案書類

令和7年6月2日（月）～令和7年6月13日（金）（土曜、日曜、祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで

（但し、午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 公募型プロポーザル契約保証金等

契約保証金 免除

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 選定基準

選定基準、審査・選定方法は次のとおりです。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	・本事業の目的及び業務内容を理解しているか ・地域特性を踏まえた、地域活動の活性化に効果的な提案内容となっているか ・業務手法の適格性、課題解決の方法が適切な提案内容となっているか ・地活協の認知度向上や地域の情報発信力向上に効果的な提案内容であるか ・会計事務が円滑に行われるよう効果的な提案内容となっているか	50点
②事業の実現性	・実現可能な計画を提案しているか ・事業遂行に必要な専門性を有しているか	20点
③事業の実施体制	・本事業を確実に遂行できる組織体制・運営基盤となっているか ・事業遂行に必要な専門性を有する職員や類似業務の従事経験を有する職員などを配置できる計画となっているか	20点
④所要経費、積算見積金額	・所要経費が最大の効果を発するよう合理的かつ適切な配分となっているか	10点
計		100点

(2) 審査・選定方法

ア 本企画提案の審査については、「大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業事業者選定会議」（以下「選定会議」といいます。）が行い、その意見を受けて選定します。

イ 選定委員は、上記の選定基準に沿って企画提案書類の審査を行います。

ウ プレゼンテーション

(ア) 日時

令和7年6月19日(木) (予定)

(イ) 開催場所

鶴見区役所又は鶴見区民センター

※正式な日時や場所については、参加決定通知書にてお知らせします。

(ウ) 方法

提出した企画提案書に基づき、説明をお願いします。(パワーポイントの使用はできません。また、追加資料の提出は認めません。)

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定基準のうち「事業の企画内容」の点数が最も高い事業者を受注予定者として決定します。但し、選定基準のうち「事業の企画内容」も同一点数の場合は、委員の合議により決定し、第2順位以下の決定方法についても、同様とします。

なお、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしません。審査の結果については、書面で通知します。

オ 次の内容について、大阪市ホームページ（鶴見区）により公表します。

- (ア) 選定会議委員の氏名、役職等
- (イ) 選定会議の開催日
- (ウ) 審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

2 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

- (1) 応募者が選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第2章 1 応募資格」の要件に該当しなくなった場合
- (3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
 - エ 応募金額が「第1章 2(1)」の委託上限金額を上回っている場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

第4章 契約、その他について

1 契約の締結

選定会議を経て受注予定者として決定された団体は、事業実施に当たり、発注者と委託契約を締結します。

契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規程に基づき委託契約を締結します。契約内容は、発注者と協議の上、仕様書及び事業計画書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万が一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 事業の実施

ア 事業の進捗状況については、発注者の要請に基づき、随時報告してください。

イ 個人情報の保管については、個人情報の保護に関する法律や大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例等関係法令に基づき、厳重に行ってください。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出してください。

(3) その他

ア 受注予定者決定後から契約締結までに、受注予定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

2 その他

(1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となります。

(2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表 1

応募期間：令和7年5月21日（水）～令和7年5月30日（金）（土曜、日曜、祝日を除く）
 午前9時から午後5時30分まで [メール、ファックス及び郵送不可]
 （但し、午後0時15分から午後1時までを除く）

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
①公募型プロポーザル参加申出書	様式2
②業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③《個人》住民票 《法人》登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④申請内容確認書	様式3
⑤貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥《個人》印鑑登録証明書 《法人》印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦使用印鑑届	様式4
⑧団体目的等についての誓約書	様式5
⑨過去2か年の税務署が発行する消費税及び 地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式 [法人]、またはその3の2様式 [個人]) 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩過去2か年の市町村民税並びに固定資産税の 納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪委任状	共同体での申請の場合のみ・様式6
⑫協定書	共同体での申請の場合のみ

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

企画提案書類一覧

別表 2

提出期間：令和7年6月2日（月）～令和7年6月13日（金）（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで [メール、ファックス及び郵送不可]

（但し、午後0時15分から午後1時までを除く）

提出部数：8部（正本1部、副本7部）及びそのデータを記録した電子記録媒体(CD-R) 1セット

※副本は提案事業者名は黒塗りするなどし、提案事業者が推定できないようマスキング処理を行ってください。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
①応募申請書	様式7 代表者印を捺印してください。 ※副本には添付不要
②企画提案書	様式8-1から様式8-8（左右の余白は2.5cm以上とする。両面印刷可）
③役員名簿	様式9 既存のものがある場合は、その写し等で可 ※副本には添付不要
④事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
⑤定款の写し	任意団体にあつては、これに相当する書類